

京都市危機管理規則を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第148号

京都市危機管理規則

(目的)

第1条 この規則は、本市の危機管理に関する施策の基本となる事項を定めることにより、本市における危機に迅速かつ適切に対処するための体制の確立を図るとともに、危機管理を総合的かつ計画的に行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 危機 多数の市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある災害、事故その他の緊急の事態をいう。
- (2) 危機管理 危機への対処及び危機の発生の防止をいう。
- (3) 局等 京都市事務分掌条例第1条に規定する局、会計室、区役所及び区役所支所、消防局、交通局、上下水道局、市会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局並びに農業委員会事務局をいう。

(危機発生時の措置)

第3条 危機管理監は、危機が発生したと認めたときは、第5条第1項に規定する本部が設置されるまでの間、局等の長に対し、当該危機の状況の報告を求めるとともに、当該危機に対処するために必要な措置を採ることを要請するものとする。

2 局等の長は、危機が発生したと認めたときは、第5条第1項に規定する本部が設置されるまでの間、必要な措置を採るとともに、危機管理監に対し、当該危機の状況及

び当該措置の内容を報告するものとする。

- 3 職員は、危機が発生したときは、上司の指揮に従い、当該危機に対処するための業務に従事するものとする。

(危機管理基本計画)

第4条 市長は、危機管理を総合的かつ計画的に行うため、危機管理に関する基本的な計画（以下「危機管理基本計画」という。）を作成するものとする。

- 2 局等の長は、危機管理基本計画に基づき、当該局等が所管する事務に関する危機管理計画を作成するものとする。

(本部の設置等)

第5条 市長は、危機が発生した場合において、必要があると認めるときは、京都市危機管理本部（以下「本部」という。）を設置する。

- 2 市長は、前項の危機が災害対策基本法第2条第1号に規定する災害であると認め、同法第23条第1項に規定する災害対策本部を設置したときは、本部を廃止するものとする。

(本部の構成)

第6条 本部は、市長及び次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 助役
- (2) 収入役
- (3) 危機管理監
- (4) 局等（会計室、区役所支所及び農業委員会事務局を除く。）の長
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める本市関係職員

2 本部に本部長、統括副本部長及び副本部長を置く。

3 本部長は市長とし、統括副本部長は助役、収入役及び危機管理監（以下「助役等」という。）のうちから本部長が指名する者とし、副本部長は統括副本部長以外の助役

等をもって充てる。

4 本部長は、本部の事務を総理する。

5 統括副本部長は、本部長を補佐するとともに、副本部長の事務を調整し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 副本部長は、本部長を補佐するとともに、本部長及び統括副本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長が、その職務を代理する。

(本部の会議)

第7条 本部長は、危機管理に関する重要事項を審議し、又は総合的な調整を行うため、前条第1項に掲げる者で構成する本部会議を随時招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、統括副本部長、副本部長及び当該危機に係る職にある本部の構成員で構成する関係本部会議を招集することができる。

3 本部長は、必要があると認めるときは、前条第1項に掲げる者以外の者を第1項の本部会議又は前項の関係本部会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(事務局)

第8条 本部に関する事務を処理するため、本部に事務局を置く。

2 事務局の構成員は、本市関係職員のうちから、本部長が指名する。

(補則)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、所轄局長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(消防局総務部企画課)